

(別紙)

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 4 月 2 7 日

大江町長 松 田 清 隆

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大江三郷地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 4 月 2 7 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

個人 1 8 経営体

集落営農（任意組織） 1 組織

○ 農地の集積面積 6 3. 4 ha

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。「農地中間管理機構」を活用し、大江町カントリーファームを核としながら、面的集積による農地の効率的な利用を図り、担い手育成と地域農業の活性化を目指す。また、集落営農組合および広域農業活性化センター並びに農業委員会等と連携をとりながら、農用地の有効利用と生産性の向上を図るため、地域ぐるみでの話し合いにより農用地の利用集積を進め、農業経営の安定と農業の振興を目指す。

6. 地域農業の将来のあり方

〈地域農業〉

- ・ 地域の特性を最大限に活かした、多様なこだわり米の生産
- ・ 集団化、連担化を進め、農業生産コストを低減
- ・ 地域農業を引き継ぐ担い手育成と、集落の農地を維持、発展可能な農業の構築
- ・ 果樹・野菜・山菜等地域の特性を活かした戦略作物の導入
- ・ 作業受託の組織化及び機械共同利用組合の構築
- ・ 農産物の高付加価値化を目指した6次産業化の推進
- ・ ライスセンター建設を見据え、大江東部地区と連携した作業受委託の推進

〈農地利用〉

高齢化の進んだ農業者が地域農業を支えている現状で、このままでは、地域農業の維持、発展に大きな支障が生じることが懸念される。地域の話し合いで、意欲と能力のある担い手（認定農業者等）を数多く育て上げ明確化すると共に、農地の集積や団地化を進める。

さらに、作業受託組織の組織化と充実に努め、ライスセンター建設等を含めた機械・施設への過剰投資を避けるための検討を行い、余剰労働力を地域の特性を活かしたりんご等をはじめとする果樹・くろべえなす等の高収益野菜の生産振興に向け、役割分担を明確にした多様な担い手の育成を目指し、耕作放棄地を未然に防ぐ。